

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 農業者戸別所得補償制度の推進

- (1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。
また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じること。
- (2) 制度の円滑な運用のため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体の事務負担を軽減すること。
- (3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。
また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。
- (4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 農業農村整備事業の推進

- (1) 東日本大震災により被災した農地・農業用施設等の速やかな復旧のための支援を強力に推進すること。
- (2) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策の充実強化を図ること。

3. 家畜伝染病対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、感染経路の研究や新薬の開発などを進めるとともに、事前対応型の防疫体制を整備すること。

また、再発防止のため、国産飼料の自給率向上を図ること。

- (2) 家畜伝染病の発生時における早期の封じ込めを実現するため、更なる法制度の整備を行うとともに、マニュアルの整備や諸外国との連携など、危機管理体制の強化を図ること。

また、防疫資材及び機材を備蓄・配備するとともに、迅速に検査が行えるよう簡易検査キットの導入や全国単位での検査機関の設置など診断体制の充実を図ること。

- (3) 家畜伝染病の発生により、風評被害を含めた損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。

また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置を講じること。

- (4) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

4. 鳥獣被害防止対策の推進

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、駆除・防除対策等に関する財政支援の充実を図ること。

また、捕獲鳥獣を地域資源として活用した製品の生産及び流通に対する支援措置を講じること。

- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁間を超える横断的

な体制を構築し、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令の見直しを行うとともに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

5. 食の安全・安心確保対策

- (1) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化や風評被害防止に関する万全の対策を講じるとともに、地方自治体等が独自で実施する防疫対応への財政措置を講じること。
- (2) 消費者の信頼確保を図るため、牛海綿状脳症（BSE）対策に関するリスクコミュニケーションを十分図る等、食の安全・消費者の信頼確保対策を推進すること。

6. 地産地消の推進

- (1) 学校給食等における地産地消の推進や6次産業化に向けた財政支援措置の一層の拡充を図ること。
- (2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による農産物直売所、地域食材供給施設等の整備を推進するため、既に市街地を形成している地域も含めるよう農山漁村活性化法の見直しを行うこと。

7. 国産農産物の価格安定対策を強化するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援等を推進し、生産者の経営安定と所得の向上を図ること。

- (1) 自然災害や価格下落に対するセーフティネット措置として、農業災害補償制度の運用改善を行うとともに、より農業者の経営安定に資する制度を構築すること。
- (2) 地域特産物を取り巻く消費・価格低迷等の厳しい環境に対して、経営安定や消費拡大等の総合的な振興策を講じるとともに、新品種・新技術の研究開発の一層の充実強化を図ること。

8. 農業統計データの整備

農業産出額のデータ公表は、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

9. 中山間地域等をはじめとする農山村の活性化

(1) 中山間地域等直接支払制度については、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化するとともに、農商工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じること。

なお、農業・水保全管理支払交付金及び環境保全型農業直接支払制度については、平成 24 年度以降も継続するとともに、制度の更なる充実・強化及び必要な予算の確保を図ること。

(2) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。

10. 都市農業振興施策の充実

(1) 都市と農地・農業との調和を図り、都市農業が有する多面的機能を強化するため、都市における農地等の確保・保全対策を講じるとともに、都市農業の振興施策を拡充すること。

(2) 都市農地を適切に保全するために、市街化区域内の農地に関する固定資産税の特例及び農地の有効利用を促進する貸付における相続税等の納税猶予等、税制上の措置の拡充を図ること。

(3) 農住組合制度について地域の実情を踏まえた制度の見直しを図ること。

11. 農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農用地の確保に配慮したうえで、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう地方の裁量の拡大や運用基準の緩和を図るとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。

12. 生産者による過剰作付及び消費者の食生活の多様化、人口減少・少子高齢化など引き続く需要減による米価下落に対応するための措置を講じること。また、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

13. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

(1) 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加の検討に当たっては、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と食料自給率の向上や農業・農村の振興などに支障が生じないように配慮するとともに、

十分な国民的議論を経たうえで、慎重に対応すること。

併せて、農業再生の基本方針において具体的実効性のある対策を明示し、農業関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農業を確立すること。

(2) WTO農業交渉等に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

(3) 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉においては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米や小麦等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

14. 個々の担い手が抱える経営課題等に対応することができるよう、都市自治体を実施するソフト事業等に対する財政支援を行うとともに、集落営農の組織化について助成対象作物の拡大及び育成のための支援措置の充実を図ること。

また、農作業機械の更新及び施設等の維持に係る財政支援措置を講じるとともに、農業者年金の保険料補助の対象を拡充とすること。

15. バイオマス利活用の推進・普及を図るため、財政措置を拡充すること。